

山中湖漁業協同組合内共第13号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は山中湖漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（わかさぎ、こい、ふな、うなぎ、うぐい、おいかわ、おおくちばす。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域内において竿釣の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 遊漁者は、山梨県漁業調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。又、オ欄の事項を遵守しなければならない。

ア魚種	イ漁具漁法	ウ区域	エ期間	オその他事項
わかさぎ	竿釣	全域	9月1日～翌年 6月30日迄 (日の出から 日没まで)	水産動植物の保護又は 危険防止のため組合が 指示する事項
こい・ふな うなぎ・うぐい おいかわ おおくちばす	竿釣	全域	周年 (日の出から 日没まで)	水産動植物の保護又は 危険防止のため組合が 指示する事項

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で山中湖漁業協同組合事務所（南都留郡山中湖村平野506-296番地）、全国のローソン、ファミリーマート、セブンイレブン、ミニストップの店舗、「山中湖漁業協同組合 遊漁券販売所」の幟旗の立つ箇所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」という。）は次表のとおりとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料	
			前売り	現場売り
全魚種	竿釣	1日	600円	1,200円
		1年	7,500円	—

(消費税込)

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表相当欄のとおりとする。

小学生以下	無料
中学生	前項遊漁料の1/2に相当する金額
70才以上	前項遊漁料の1/2に相当する金額
肢体不自由者	前項遊漁料の1/2に相当する金額
女性	前項遊漁料の1/2に相当する金額

3 次表ア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の1年あたりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、エ欄のとおりとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（甲斐市牛久518-1番地）又は県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア.漁場区域	イ.魚種	ウ.漁具・漁法	エ.遊漁料
山梨県全域	わかさぎ、こい、ふな うなぎ、うぐい、 おいかわ おおくちばす	竿釣り	25,000円 (消費税込)

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1-(1)又は別記様式1-(2)の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1-(3)の共通遊漁承認証（以下「共通遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証又は共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 オオクチバスを生かしたまま山中湖から持ち出してはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は別記様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。

この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

付 則

(施行期日)

この規則は令和6年1月1日から施行する。✓

様式 1 - (1) 遊漁承認証

表	裏						
<p>遊 漁 承 認 証 No</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">遊 漁 者</td> <td style="width: 80%;">(住所)</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(氏名)</td> <td>(年齢)</td> </tr> </table> <p>承認期間</p> <p>魚 種</p> <p>漁具・漁法</p> <p>遊 漁 区域</p> <p>遊 漁 料</p> <p>発行者</p> <p style="text-align: right;">山中湖漁業協同組合 印</p>	遊 漁 者	(住所)			(氏名)	(年齢)	<p>注意事項</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>
遊 漁 者	(住所)						
	(氏名)	(年齢)					

様式 1 - (2) 遊漁承認証

山中湖漁業協同組合遊漁承認証 (魚種)						
承認期間	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">日</td> </tr> </table>	年	月	日	魚種：	
年	月	日				
	遊漁料					
電話番号：		下記余白に氏名・住所・年齢をご記入下さい。				
遊漁期間：						
注意事項：						
	漁法：	遊漁区域：				

様式 1 - (3) 共通承認証

		県下共通遊漁承認証 NO			
氏名	住所				
才		<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">年 度</td> </tr> </table>	年 度	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">魚 種</td> </tr> </table>	魚 種
年 度					
魚 種					
		<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">写 真</td> </tr> </table>	写 真	<p>注 5 4 3 2 1</p> <p>意 遊 遊 漁 魚 承</p> <p>事 漁 漁 具 種 認</p> <p>項 料 区 漁 種 期</p> <p>漁 漁 漁 漁 認</p> <p>具 具 具 具 認</p> <p>法 法 法 法 期</p> <p>区 区 区 区 間</p>	
写 真					
		山梨県漁業協同組合連合会 印			

様式 2

漁場監視員証			
第 号			
住 所			
氏 名		(年令)	写 真
平成	年	月 日から	
平成	年	月 日まで有効	
山中湖漁業協同組合 印			

漁場監視員講習会終了証

